第 20 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年２月９日（月）　15 時 00 分～15 時 50 分

２．場所　黒部市役所２階　201・202 会議室

３．出席委員　14 名
農業委員　14 名

１番 能澤　喬之	２番 舩屋　裕子	３番 島　美佐雄	４番 朝倉 和行
５番 山本　正志	６番 沓掛 忠昭	７番 松岡　高生	８番 山本　隆淑
９番 橋本　喜洋	10 番 佐度　義行	11 番 中野 貴代美	12 番 氷見　康弘
13 番 藤澤　良成	14 番 松島　功治		

４．農業委員会事務局　４名
事務局長　上島　晴香
係　　長　村山　愛
主　　査　中陳　栄
主　　事　石﨑　茉里

５．議事　（１）議案第 63 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

（２）議案第 64 号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第 65 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（４）議案第 66 号 令和７年度農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

６．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。
ただ今から、第 20 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。
松島 功治委員、能澤 喬之委員の両委員を指名します。
それでは、議事に入ります。
議案第 63 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。
事務局より説明願います。

◎議案第 63 号

事 務 局：議案第 63 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について説明いたします。
総会議案書の２ページと申請位置図の３-１をご覧ください。
今回議案案件は４件でございます。

〈１番〉 大布施地区　中新〇〇番　地目：田の１筆 448 ㎡について。
譲渡人：富山市経堂二丁目　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市中新　〇〇　さん　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は譲受人の家族が所有する田と仲間田となっており、これまで譲受人が水稲を耕作しておりました。今回、市外に住む譲渡人から農地を手放したいとの相談を受け、双方合意の上、所有権移転の申請をされました。譲受人は大布施地区で農業を営む農業者で、50 年以上の農業経験があり、大型の農業機械も所有されております。今後も継続して農地を利用することができると考えられ、譲受人として適当であります。

〈２番〉 石田地区　堀切〇〇番〇　地目：田の１筆 726 ㎡について。
譲渡人：東京都清瀬市中清戸一丁目　〇〇　さん、
千葉県富里市七栄　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市堀切　〇〇　さん　への所有権移転についてであり、理由は贈与です。

譲渡人は譲受人の姉・弟にあたり、これまで申請地の管理は、市内に住む譲受人が行っておりました。今後も所有者同士で土地を管理することが難しいことから、三者で話し合いがなされ、所有権移転の申請をされました。譲受人は石田地区で農業を営む農業者で、50 年以上の農業経験があり、大型の農業機械も所有されております。今後も継続して農地を利用することができると考えられ、譲受人として適当であります。

次の案件３番、４番については関連しておりますのであわせてご説明いたします。

〈３番〉 村椿地区　吉田〇〇番〇　外１筆　地目：畑１筆、田１筆の計２筆 1,273 ㎡について。
譲渡人：栃木県小山市駅南町五丁目　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市吉田　〇〇　さん　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

〈４番〉 村椿地区　吉田〇〇番　地目：田の１筆 1,530 ㎡について。
譲渡人：千葉県千葉市若葉区千城台北一丁目　〇〇　さん　から
譲受人は３番と同じく黒部市吉田　〇〇　さん　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地はこれまで地区の農事組合法人で耕作をしており、譲受人はその法人の構成員として営農の農作業に従事しておられます。譲渡人は２人とも県外在住で、今後も自

身で管理することが難しいことから、貰い手を探していたところ、譲受人と売買の話がまとまり、所有権移転の申請をされました。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たしており、今後も田として利用されることから譲受人として適当であると考えます。

以上４件　５筆　3,977㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 63 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議を行います。
１番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に、２番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に、３番と４番の案件について、村椿地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 63 号 農地法第３条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。
続きまして、議案第 64 号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 64 号
事 務 局:議案第 64 号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、１件ございます。３、４ページをご覧下さい。また申請位置図は４－１またＡ３の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　東布施地区　尾山〇〇番１　地目：田　現況：田　の１筆 341 ㎡について。
申請人：黒部市尾山　〇〇　さん　であり、転用目的は　農家用住宅用地　です。
こちらは農振除外からの申請案件となります。

転用の背景として、申請者の現在の住宅地の裏は崖地であり、黒部市ハザードマップにおいて土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されております。当該住宅は昭和 10 年代に建築されたもので、老朽化が著しく、建替えを要する状況にあるため、安全性確保の観点から、土砂災害のおそれがある区域を回避し、新たな住宅建築を行う必要が生じておりました。
転用計画の内容として、農業経営の継続に資する農家用住宅の建築を目的とした農地転用であり、既存の農作業場用地 199 ㎡に加え、新たに 341 ㎡を転用し、計 541 ㎡を計画地とし、当該地に住宅を設けることにより、日常の農作業の効率化及び労力軽減が図られるものとしています。

申請者世帯及び農業経営の状況についてですが、農業従事者は申請者及び後継者である息子の２名であり、申請者は、尾山地内など 19 筆、合計約 9,950 ㎡の農地を所有しております。当該農地のうち、約 6,000 ㎡は別の耕作者へ貸付しており、残りの約 3,500 ㎡については一部耕作、一部は休耕として適正に管理している。
立地選定の妥当性として、申請地は既存の農作業場に近接しており、農業経営上の利便性が高く、農作業の効率的実施及び経営の安定的継続の観点から、住宅を農作業場近接地に設ける合理性が認められます。また、周辺を含め代替地の検討を行った結果、他に適当な非農地等は見当たらず、本申請地を選定するに至ったものであります。
申請地の農地区分は１種農地であり、農地の広がりが 10ha 以上である区域に該当し、この農地区分による許可基準は、日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである「集落接続」に該当します。

以上、１件１筆 341 ㎡です。事務局からの説明は以上となります。

会　　長：それでは、議案第 64 号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。
１番の案件について、東布施地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 64 号 農地法第４条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
続きまして、議案第 65 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 65 号
事 務 局：議案第 65 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、５件ございます。５～７ページをご覧下さい。また申請位置図は５-１～５-５またＡ３の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　三日市地区　三日市字梅ノ木〇〇番〇　地目：田　現況：鉄道用地　の１筆 3.30 ㎡について。
譲受人：富山市桜町一丁目　〇〇　へ
譲渡人：黒部市天神新　〇〇　さん　からの　所有権移転　であり、転用目的は
鉄道用地　です。

申請地の概要についてですが、大正 12 年 11 月 10 日から現在に至るまで、鉄道用地として利用されてきた土地であります。申請に至る経緯について、譲渡人が資産調査を行った結果、自己所有地内に鉄道用地が存在することが判明し、当該土地について譲受人との間で協議を行い、同社へ売却したい旨の相談がなされた。これを受け、当該

土地の処理を目的として、本件申請に至ったものであります。
申請地について、これまで賃借等の契約を行った記録は確認されておらず、土地利用関係の整理及び適正化を図るためのものである。
申請地は鉄道用地に囲まれているため隣接に農地はありません。申請地の農地区分は都市計画用途地域「第１種住居地域」であるため「３種農地」に該当し、「原則許可」となります。資金証明などの一般基準についても問題はないと判断します。
補足となりますが、戦前に農地が農地以外の用途で利用されていた場合、非農地証明（農業委員立会いの下で行われる非農地判断とはまた異なる手続き）という手続きで地目変更が可能ではありますが、今回は地鉄と協議のうえ、転用申請されたとのことです。

〈２番〉　東布施地区　池尻〇〇番　外８筆　地目：田　現況：田の計９筆 7,624 ㎡について。
賃借人　富山市牛島町　　〇〇　へ
貸人　黒部市田家野　〇〇　さん　外３名　からの　賃借権設定　であり、転用目的は　工事用地　です。こちらは令和８年 12 月 31 日までの一時転用の案件となります。

賃借人は、富山・石川・福井の北陸を中心に電力供給を行う電力会社で、水力発電を強みとし、地域社会の安定したエネルギー供給と持続的発展に貢献している企業となります。昨年９月 25 日に、池尻地内にある賃借人が所管する布施川発電所の上部にある導水路トンネルの地表部に陥没を確認されました。このことから、発電の停止と導水路への断水を行い、トンネルの内部調査を実施したところ、導水路トンネルへの土砂流入が確認されました。また、翌月の 10 月３日には、陥没箇所の復旧調査を行っていたところ、新たな陥没の発生を確認し、農道法面の一部が崩れたことから、陥没箇所周辺の一部農道を通行止めの安全対策を講じました。これらの陥没によって農道や水田が使用できない状態にあり、今後も長期にわたり地元関係者や発電事業に悪影響を与えることから、一時転用を行い、復旧のための改修工事を行うため今回申請されました。
申請地は 3,000 ㎡以上の転用案件のため、富山県農業会議の常設審議委員会へ諮問する案件となり、転用許可は３月以降となる案件となります。
申請地隣接に農地はありますが、対象地の耕作者と同じ地区の集落営農が担っており、同意書は出ております。
申請地の農地区分は農用地であります。本来の転用の場合、農用地から除外する手続きが必要となりますが、今回は一時転用の案件であり、工事完了後は農地の復元が行われることから、事前に市と協議が行われ、市の農業振興地域整備計画の実施に支障がないとして一時転用の同意を受けております。
この農地区分による許可基準は、「一時転用」となり、その他の一般基準においても問題ないと考えます。

〈３番〉　若栗地区　若栗〇〇番〇　地目：田　現況：田　の１筆 785 ㎡について。
借受人　下新川郡入善町上野　〇〇　へ
貸人　下新川郡入善町上野　〇〇　さん　からの　使用貸借権設定　であり、転用目的は　資材置場敷地　です。
こちらは農振除外からの申請案件となります。

借受人は建設業を営んでおり、黒部市で事業拡大するため資材置場が必要となったため、申請されました。借受人は年間を通して 10 件程度市内で工事がありますが、その都度、現場の一部を間借りして資材の仮置きなど行ってきました。今後、需要が増える見込みであることから、常設の資材置場を確保する必要がありました。
必要となる資材は、足場資材、安全管理資材、仮設資材を保管するスペースと車輌への積み込みや通路の確保を含めて 800 ㎡弱の用地が必要とのことでした。
貸人は借受人の代表となっており、結婚を機に吉原アパートに住んでいましたが、子供が生まれ手狭になったため申請人の実家がある若栗に生活の拠点を移しております。住所が入善町のままとなっておりますが、職業柄多くの資格や免許等がアパートの住所としているため、住所地は入善町となっています。
申請地の農地区分は１種農地であり、農地の広がりが 10ha 以上である区域に該当します。この農地区分による許可基準は、日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである「集落接続」に該当します。

〈４番〉　三日市地区　三日市字長面〇〇番　地目：田　現況：田の１筆 653 ㎡について。
譲受人　黒部市三日市　〇〇　へ
譲渡人　黒部市植木　〇〇　さん　からの　所有権移転　であり、転用目的は　駐車場及びグラウンド用地　です。
こちらは農振除外からの申請案件となります。

譲受人は三日市地内で保育施設を運営しており、申請地近接で保育園を運営しております。この保育園は令和２年まで３歳児まで受け入れておりましたが、新たに耐震園舎となり５歳児まで対応することとなりました。園児の受け入れが増えましたが、既存グラウンドが狭いこともあり、新たなグラウンド広場と緑地を整理するため申請されました。令和６年 12 月には申請地隣接で駐車場用地として転用許可を受けておりますが、その後本申請地も地権者の同意が取れて取得できることとなったことから、事業計画を変更し、西側に従業員駐車場、中央をグラウンド、東側に広場として一体的に整備する計画として申請されました。
申請地の農地区分は２種農地であり、住宅用地が連たんしており隣接する農地が 10ha 未満である区域に該当します。この農地区分による許可基準は、周辺の土地により事業目的が達成できない場合となる代替可能性なしに該当し、その他資金証明など一般基準についても問題はないと判断します。

〈５番〉　田家地区　山田〇〇番〇　外１筆　地目：田　現況：田の計２筆 1,484 ㎡について。
譲受人　魚津市島尻　〇〇　へ
譲渡人　黒部市山田　〇〇　さん　からの　所有権移転　であり、転用目的は　注文住宅建築用地　です。
こちらは農振除外からの申請案件となります。

譲受人は魚津市で建築をメインとする会社であり、これまでも田家地内を中心に注文住宅建築用地等の転用実績があります。山田、田家新地内は黒部と魚津の中間点であり、両市をつなぐ旧国道８号線やふるさと農道など周辺へのアクセス道路に挟まれた立地であることから住宅の需要が高く、これまで譲受人へ月５～６件の問い合わせがあることから、今回申請されました。申請地には 200 ㎡前後の住宅用地６区画を整備予定です。
申請地の農地区分は２種農地であり、住宅用地が連たんしており隣接する農地が 10ha 未満である区域に該当します。この農地区分による許可基準は集落接続に該当し、その他資金証明など一般基準についても問題はないと判断します。

以上　５件　14 筆　10,549.30 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 65 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。
１番、４番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に、２番の案件について、東布施地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に、３番の案件について、地区の委員の意見はありません。
次に、５番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 65 号 農地法第５条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
続きまして、議案第 66 号「令和７年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について」審議いたします。
本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。
このあとの進行については、松岡職務代理にお願いいたします。

職務代理：それでは事務局から説明願います。

◎議案第 66 号

事 務 局：議案第 66 号農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。10 ページをご覧ください。

今回提出の案件は令和７年 12 月 23 日～令和８年１月 20 日まで受付した分になります。

まず、期間別貸借設定面積についてですが、新規６年未満が 31,575 ㎡、新規６年以上が 24,774 ㎡、再設定６年以上が 110,465 ㎡で計 166,814 ㎡です。

次に地区別貸借一覧表になります。

三日市地区が２件　17,152 ㎡、

前　沢地区が１件　2,859 ㎡、

荻　生地区が２件　11,564 ㎡、

若　栗地区が 13 件　121,595 ㎡、

東布施地区が１件　13,644 ㎡　計 19 件、166,814 ㎡です。

次のページからは貸借農地一覧表になります。ご確認ください。

次に、22 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。

村　椿地区　１件　499 ㎡です。

解約理由につきましては、耕作者変更によるものになります。

次のページをご覧ください、利用権設定率についてです。

全体での利用権設定率につきましては、先月よりも 0.5%上がり、47.7%。

うち農地中間管理機構の利用権設定率は、先月よりも 0.7%上がり、12.5%でした。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、事務局からは以上になります。

職務代理：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第 66 号 令和７年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで〇〇委員の入室を許可し、進行の任を解かせていただきます。

会　　長：これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。

（15 時 45 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。

（16 時 25 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　１番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

14 番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿